

1. 計画策定の目的

本計画は、交通政策基本法及び改正地域公共交通活性化再生法に基づき、本村における持続可能な地域公共交通網を形成することを目的に、本村の地域公共交通に関する様々な課題に総合的・効果的に対応するため、地域公共交通のマスタープランとして計画を策定するものです。

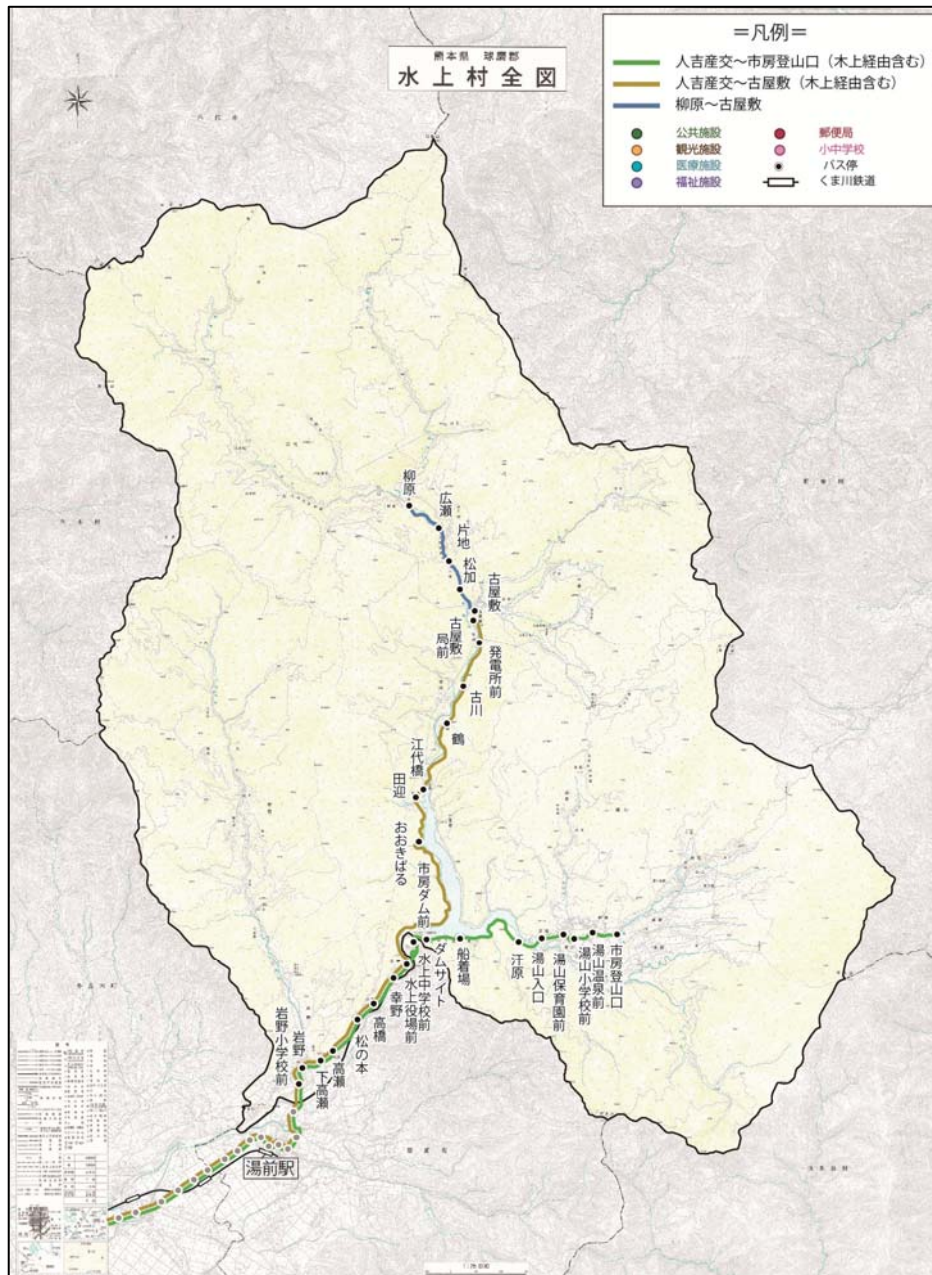
2. 計画策定の背景

本村を含む、人吉球磨地域（10市町村）では、古くから人吉市を中心とした一体的な生活圏が構成されており、近年でも人吉球磨定住自立権構想の策定など10市町村が協働で取り組んでいる状況です。地域公共交通に関しても、人吉市を基点として、JR九州肥薩線及びくま川鉄道湯前線の鉄道、さらには地域を跨ぐ路線バス（以後、地域間路線バス）が運行しており、人吉球磨地域（10市町村）で取り組むものと、村独自で取り組むものと整合性を図りながら検討する必要があります。地域間路線バスに関しては、人吉球磨地域と交通事業者等で設立している「人吉・球磨地域公共交通活性化協議会」において、平成28年3月に「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定しており、この計画では、地域間幹線系統を対象とした持続可能な地域公共交通網の形成を目指しています。併せて、幹線となる鉄道及び地域間路線バスに接続する各市町村で完結する地域公共交通について、それぞれ地域公共交通網形成計画等で検討することとしています。

こうした状況の中、本村においても将来にわたり持続可能な地域公共交通網の形成を目指し「水上村地域公共交通網形成計画」を策定するものです。本計画は、本村の地域公共交通のマスタープランとなりますが、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」との整合性・連携を図りつつ、村民はもとより、球磨郡9市町村の住民、さらには観光客の移動手段を考慮した計画とします。

3. 計画の区域

水上村を対象とするものの、人吉球磨地域（10市町村）全体の観点も考慮します。



▲計画の区域

4. 計画の期間

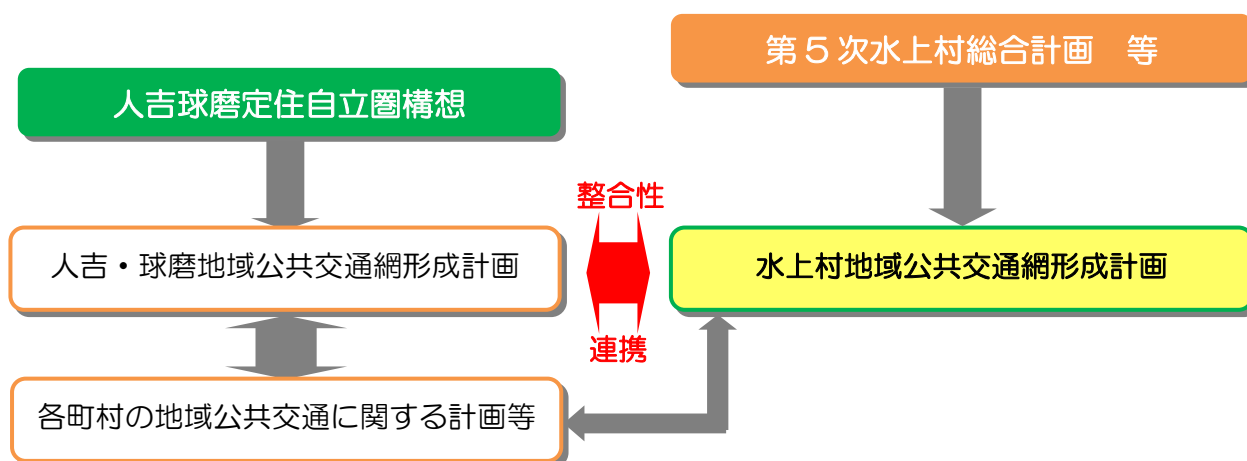
平成29年11月から平成34年3月までの5年間とします。

なお、期間内においても必要に応じて計画の見直し・修正を行います。

※人吉・球磨地域公共交通網形成計画の計画期間が平成28年4月から平成34年3月までの6年間であることから、整合を図ります。

5. 計画の位置付け

本計画は、本村の総合計画を上位計画に、人吉市都市計画マスタープラン等を関連系計画として定めていきますが、人吉球磨地域全体の観点から人吉・球磨地域公共交通網形成計画との整合性・連携を図るとともに、各町村で策定予定である地域公共交通に関する各種計画においても、本計画と整合を図るものとしします。



▲計画の位置付け

【参考：水上村地域公共交通網形成計画策定に向けた検討体制】

水上村地域公共交通網形成計画の策定にあたっては、交通事業者、バス利用者、道路管理者、交通管理者、村民などを構成メンバーとする「水上村地域公共交通対策協議会」において協議を行いながら進めました。

「水上村地域公共交通活性化協議会」構成メンバー

- ・村関係者 : 村長、水上村議会議長、水上村議会総務文教常任委員長、水上村議会産業厚生常任委員長、水上村教育長
- ・村民・利用者 : バス利用者
- ・交通事業者 : 産交バス株式会社人吉営業所長、くま川鉄道株式会社取締役社長、有限会社湯前タクシー代表取締役
- ・道路管理者 : 県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理調整課長、水上村建設課長
- ・警察 : 多良木警察署地域交通課長
- ・国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者 :
国土交通省九州運輸局熊本運輸支局主席運輸企画専門官（企画調整担当）、
国土交通省九州運輸局熊本運輸支局主席運輸企画専門官（輸送・監査担当）
- ・その他 : 全九州産交運輸労働組合本部執行委員長、水上村区長会長、水上村区長会副会長、水上村老人クラブ連合会会長、水上村老人クラブ連合会副会長、水上村観光協会会長、水上村PTA連絡協議会長、水上村社会福祉協議会事務局長、水上村教育課長、水上村保健福祉課長
- ・オブザーバー : 熊本県企画振興部交通政策・情報局交通政策課審議官